

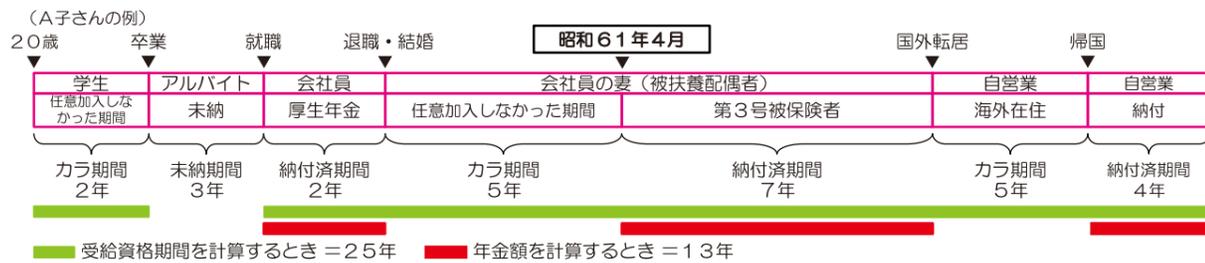
年金の制度・用語に関する説明

受給資格期間

- ◆ 老齢年金の受け取りには、原則として10年（120月）以上の年金加入期間および合算対象期間が必要です。
 [保険料納付済期間 + 保険料免除期間など（※） + 合算対象期間（カラ期間） = 10年（120月）]
 （※） 保険料免除期間のほか、学生納付特例制度や若年者納付猶予制度の適用を受けている期間も「受給資格期間」に含まれます。ただし、年金額には反映されません。

合算対象期間（カラ期間）

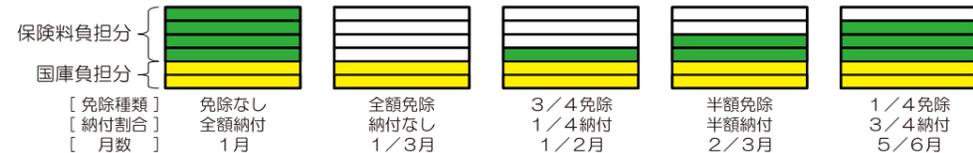
- ◆ 年金制度への加入が任意であったため、年金制度に加入していなかった期間などのことをいいます。
 例えば、20歳から60歳までの期間で、次の①～③に該当する期間などです。
 ① 昭和61年3月以前のサラリーマンの配偶者であった期間
 ② 海外に在住していた期間
 ③ 平成3年3月以前の学生であった期間
- ◆ 合算対象期間（カラ期間）は、受給資格期間には含まれますが、年金額には反映されません。



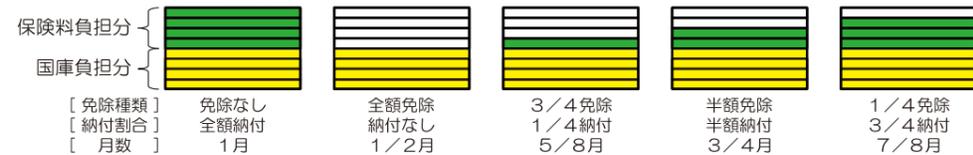
保険料免除期間の月数の考え方

- ◆ 保険料免除期間がある方の「保険料納付済期間」の月数は、免除の種類による保険料の負担額に応じて、次のとおり計算されます。なお、全額免除の場合でも、国庫負担分の年金が受け取れます。

- 平成21年3月以前の期間については、国庫負担3分の1で計算されます。



- 平成21年4月以降の期間については、原則として、国庫負担2分の1で計算されます。



保険料未納期間などがある方へ

- ◆ 国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると、時効により納めることができなくなります。保険料未納期間がある場合は、お早めに保険料をお納めください。
- 保険料免除期間や学生納付特例制度、若年者納付猶予制度の適用を受けている期間は、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めること（追納）ができます。
 ※一部免除（半額免除、3/4免除および1/4免除）の期間については、免除により減額された保険料を納付している期間に限ります。
 なお、3年目以降に追納する場合は、免除当時の保険料の額に加算額が上乗せされます。
- 過去5年以内に保険料未納期間がある方は、申出により、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、保険料を納めること（後納）ができます。

「ねんきん定期便」の見方ガイド

このパンフレットは「ねんきん定期便」をご覧になるときにご参照ください。
 また、お送りした「ねんきん定期便」は、大切に保管しておいてください。

ねんきん定期便について

平成27年10月1日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号）が施行されました。同日以降、会社員・公務員の区別なく、同額の報酬であれば同額の保険料を負担し、同額の公的年金給付を受け取るという公平性を確保することで、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険制度に公務員および私立学校の教職員も加入することとなりました。

※被用者年金制度の一元化後は、現に加入している（または最後に加入していた）公的年金制度とその被保険者種別に応じて、各実施機関から「ねんきん定期便」をお送りします。

各実施機関とは下表の右欄に掲げる機関です。

公的年金制度と被保険者種別	「ねんきん定期便」を送付する実施機関
国民年金の第1号被保険者および第3号被保険者	日本年金機構（厚生労働大臣から受託）
厚生年金保険の一般厚生年金被保険者	
厚生年金保険の国共済厚生年金被保険者（国家公務員共済組合の組合員）	国家公務員共済組合連合会
厚生年金保険の地共済厚生年金被保険者（地方公務員共済組合の組合員）	地方職員共済組合（地方共済事務局・団体共済部）、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合、都市職員共済組合）
厚生年金保険の私学共済厚生年金被保険者（私立学校教職員共済制度の加入者）	日本私立学校振興・共済事業団

ご自身の年金加入記録をご確認ください。

お勤めされていた期間が短期間であっても、年金の受け取りに結び付く可能性があります。

ご自身の年金加入記録をご確認いただき、「もれ」や「誤り」があると思われる方は、通知に記載されている共済組合にご連絡ください。

老齢厚生年金の受給開始年齢等について

老齢厚生年金は、本来65歳から支給(イ 参照)されることとなっていますが、一定の支給要件(ア 参照)を満たしていれば生年月日に応じた年齢で年金を受け取ることができます。

ただし、厚生年金の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合の組合員であった期間を含む。)が1年未満の方の受給開始年齢は65歳です。

また、老齢厚生年金の受給権者が厚生年金の被保険者(70歳以上の厚生年金適用事業所に勤める方を含みます。)又は国会議員もしくは地方議会議員である間、年金額(複数の老齢厚生年金を有する場合は合算額)と標準報酬月額に応じて年金の一部又は全部が支給停止となります。

【支給要件について】

ア 特別支給の老齢厚生年金について

特別支給の老齢厚生年金は、受給開始年齢から65歳になるまでの間支給されます。受給開始年齢は一般組合員(※1)と特定消防組合員(※2)とで異なります。

※1 ここでいう一般組合員とは、特定消防組合員(※2)以外の方をいいます。

※2 ここでいう特定消防組合員とは、消防司令以下の消防職員であった方で組合員期間等が25年以上(生年月日により特例措置あり)あり、かつ、退職時または60歳時点まで引き続き20年以上当該消防職員として在職していた組合員をいいます。

◆ 支給要件

- ① 被保険者期間(※3①～④を合算した期間)が1年以上あること
- ② 60歳以上であること(受給開始年齢は生年月日、一般組合員及び特定消防と異なる)
- ③ 受給資格期間としての被保険者期間等(共済組合の組合員である被保険者期間のほか、民間会社等の厚生年金加入期間や国民年金などの公的年金制度の加入期間)が10年以上あること

※3「被保険者期間等」とは、次に掲げる期間を合算した期間です。

- ① 地方公務員共済組合の組合員である被保険者期間
- ② 国家公務員共済組合の組合員である被保険者期間
- ③ 私立学校教職員共済制度の加入者である被保険者期間
- ④ 厚生年金保険(民間会社等)の被保険者期間
- ⑤ 昭和61年4月1日以後の①～④の被扶養配偶者であった期間のうち20歳以上60歳未満の期間
- ⑥ 自営業者などの国民年金の被保険者期間のうち保険料を納付した期間
- ⑦ 国民年金法に規定する保険料免除期間
- ⑧ 国民年金法に規定する合算対象期間(国民年金に任意加入できる方が任意加入しなかった期間)
例)地方公務員共済組合の組合員などの被扶養配偶者であった期間で、昭和61年3月31日以前の国民年金に任意加入していなかった期間など

イ 本来支給の老齢厚生年金について

【本来支給の老齢厚生年金は65歳から支給される年金です。】

◆ 支給要件

- ① 被保険者期間(上記※3①～④を合算した期間)が1ヶ月以上あること
- ② 65歳以上であること
- ③ 被保険者期間等が10年以上あること

ウ 老齢基礎年金について

【65歳からの年金で、日本年金機構から支給されます】

65歳になると原則として日本年金機構から老齢基礎年金が支給されますが、別途日本年金機構への請求が必要となります。

なお、老齢基礎年金の額は、20歳から60歳までの40年間(480月)保険料が納付された場合で年額779,300円(平成29年4月時点の額)となっています。

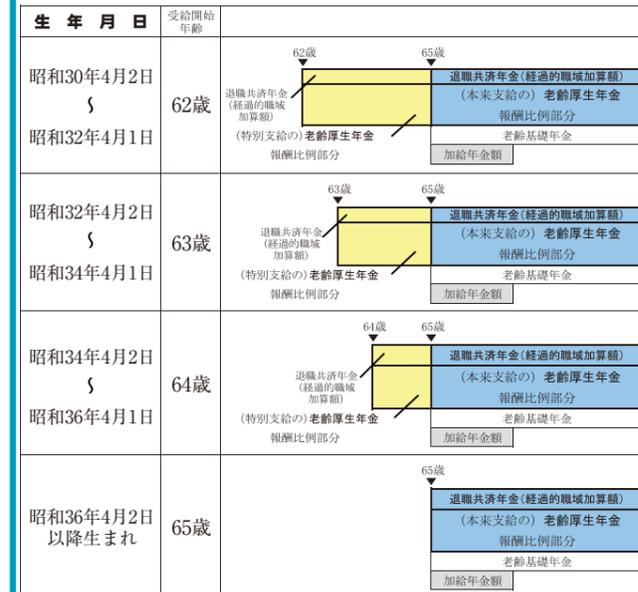
○今後、年金制度の改正により、内容が変更される場合があります。

【特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢(以下「特別受給開始年齢」という。)について】

65歳未満の方に支給される「特別支給の老齢厚生年金」及び「退職共済年金(経過的職域加算額)」(下の図の黄色部分)の受給開始年齢は次のとおりです。

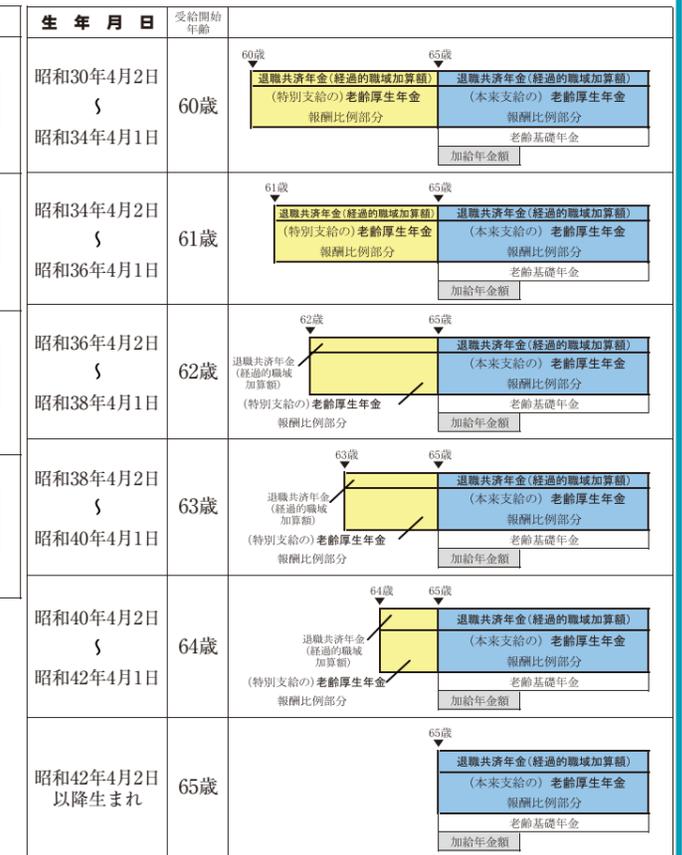
【受給開始年齢】

図1 一般組合員



※「退職等年金給付」はこの表に記載していません。

図2 特定消防組合員



【繰上げ支給について】

特別支給の老齢厚生年金及び退職共済年金(経過的職域加算額)の受給権発生年月日が61歳以降に引き上げられた方は、60歳以降、特別支給の老齢厚生年金及び退職共済年金(経過的職域加算額)の受給開始年齢に達する前に、当該年金を繰り上げて受給することができます。

なお、その場合は老齢基礎年金の繰上げも同時に行うこととなります。この制度による老齢厚生年金の繰上げ請求を行った場合の年金額は、繰上げの請求をしない場合の年金額に比べ、繰上げ請求した月から特別受給開始年齢到達月の前月までの月数に0.5%を乗じた額が減額されます。(例：1年繰上げした場合6%)

なお、一度決められた減額率は生涯変わらず、一度請求すると取消しはできません。

また、事後重症による障害基礎(厚生)年金が受けられないなどの制約がありますので注意が必要です。老齢厚生年金の繰上げ支給を希望される方は、通知に記載されている問い合わせ先の共済組合へご連絡ください。

注：この繰上げ支給の請求は、老齢基礎年金(国民年金)の繰上げ請求を行うことができる方にとっては、この請求と同時に行う必要があります。詳しくは年金事務所までお問い合わせください。

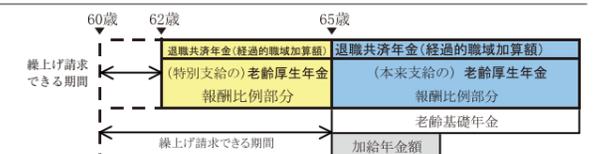
① 繰上げ支給の老齢厚生年金

特別支給の老齢厚生年金(給与比例部分) ×
(1 - 0.5% × 繰上げ請求月から特別支給開始年齢到達月の前月までの月数)

② 繰上げ支給の老齢基礎年金

老齢基礎年金 ×
(1 - 0.5% × 繰上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数)

一般組合員(昭和30年4月2日～昭和32年4月1日生まれ)の例



「ねんきん定期便」の見方① (59歳の方(B-1)用。35歳・45歳の方(A-1)は、次ページをご覧ください。)

1. これまでの年金加入期間

a 「国民年金 第1号被保険者」欄

- ◆保険料を納めている期間および保険料が免除された期間の月数を表示しています。
※4分の3免除など、保険料の一部が免除された期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り納付済月数に含まれます。
- ◆保険料を前納している期間は、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の期間であっても、納付済月数に含めて表示しています。

b 「国民年金 第3号被保険者」欄

- ◆現在、第3号被保険者の期間として登録されている月数を表示しています。

国民年金の第3号被保険者とは

- ・昭和61年4月以降の期間で、年収が130万円未満で20歳以上60歳未満の方が、厚生年金保険（各共済組合制度を含みます。以下同じ）に加入している配偶者（第2号被保険者）に扶養されている場合、この方を「第3号被保険者」といいます。
- ・第3号被保険者の国民年金保険料は、配偶者（第2号被保険者）が加入している厚生年金保険が一括して負担しますので、個別に納めていただく必要はありません。

種別変更届の提出のお願い

- ◆第3号被保険者の期間として登録されている期間であっても、次の期間は第1号被保険者に該当します。
 - ・配偶者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失していた期間
 - ・ご自身の収入が増加したことなどにより、配偶者の扶養から外れていた期間
 - ・配偶者が厚生年金保険の被保険者であり、かつ、65歳以上（年金を受け取る権利がある方）の期間
- ◆第1号被保険者に該当している場合は、住所地の市（区）町村の国民年金担当窓口へ種別変更届の届出が必要となりますので、忘れずに届出してください。
※すでに種別変更届を行っていても、この「ねんきん定期便」の作成年月日までにシステムへの登録が間に合わなかったため、表示が異なっている場合があります。

特定期間該当届の提出のお願い

- ◆実態は第1号被保険者であるが、上記の種別変更届の届出が行われていないため、そのまま第3号被保険者として登録されている期間を「3号不整合期間」といいます。この期間は「保険料未納期間」として取り扱われます。
- ◆「3号不整合期間」を訂正した時点において、国民年金保険料の徴収時効が成立して納められなくなった期間を、「時効消滅不整合期間」といいます。
※国民年金保険料は納付期限から2年を経過すると時効で納めることができません。
- ◆「時効消滅不整合期間」がある場合は、「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」を提出することにより、「特定期間」として受給資格期間に算入できるようになります。お心当たりの方は、年金事務所にお問い合わせください。

c 「合算対象期間等」欄

- ◆「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。
- ◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
※この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。
- ◆「特定期間」は、ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。
- ◆「合算対象期間」と「特定期間」の内訳は、「ねんきん定期便」の「これまでの国民年金保険料の納付状況です」（B-4国ページ）でご確認ください。

この「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成しており、平成 年 月 までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および一般厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

基礎年金番号 学学共済の加入者番号

(お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。)

このお知らせは、見方ガイドの4~5ページをご覧ください。

これまでの年金加入期間(老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金(a)		船員保険(c)		年金加入期間合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等	受給資格期間
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者 (未納月数を除く)	国民年金計 (未納月数を除く)		(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
月	月	月	月			
厚生年金保険(b)						
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険計	月	月	月
月	月	月	月			

2. 老齢年金の見込額(加入状況の変化や毎年の見込額により変化します。あくまで参考としてください。)

受給開始年齢	歳	歳~	歳~
(1) 国民年金			老齢基礎年金
(2) 厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金
一般厚生年金期間	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)
	円	円	円
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)
	円	円	円
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)
	円	円	円
(1)と(2)の合計 (1年間の受取見込額)	(経過の職域加算額(共済年金))	(経過の職域加算額(共済年金))	(経過の職域加算額(共済年金))
	円	円	円

B-1

「2. 老齢年金の見込額」が表示されていない方へ

- ◆次のことなどが考えられます。
 - ・「ねんきん定期便」に表示している受給資格期間の月数が120月に満たない。
 - ・「特定期間」がある。
▶年金事務所や〈街角の年金相談センター〉にお問い合わせください。
 - ・旧三公社（J R、J T、N T T）共済組合または旧農林共済組合の加入期間が240月以上ある。
▶日本年金機構が保有している情報だけでは正確な年金見込額を計算できません。年金事務所や〈街角の年金相談センター〉では、必要な情報をお伺いして年金見込額を計算できる場合がありますので、お問い合わせください。
 - ・同月内で重複している年金加入記録がある。
▶年金加入記録の補正が必要となる場合がありますので、年金事務所や〈街角の年金相談センター〉にお問い合わせください。

2. 老齢年金の見込額

- ◆老齢年金の受け取りには、原則として10年（120月）以上の受給資格期間が必要です。この「ねんきん定期便」の作成年月日時点で10年（120月）以上の受給資格期間がない場合は、老齢年金の見込額を表示していません。
- ◆老齢年金の見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定して計算しています。

d 「(1)国民年金」欄

- ◆老齢基礎年金の本来の受給開始年齢である65歳から表示しています。
- ◆老齢基礎年金の見込額は、下記の期間の月数を基に計算しています。
 - ・国民年金の第1号被保険者期間（未納期間を除く）および第3号被保険者期間
 - ・厚生年金保険・船員保険の被保険者期間
 - ・共済年金の組合員期間
- ◆老齢基礎年金の見込額には、付加年金の金額も含まれています。

e 「(2)厚生年金保険」欄

- ◆老齢厚生年金の本来の受給開始年齢は65歳からですが、厚生年金保険の加入期間が12月以上あり、かつ受給資格期間が10年（120月）以上ある場合は、当分の間、60歳から64歳までの老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）を受け取ることができます。
※特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢は、生年月日によって異なります。(P3参照)
- ◆被用者年金制度の一元化により、公務員および私立学校の教職員の保険料や保険給付（共済年金）の計算方法などは、原則として厚生年金保険に統一されました。年金加入記録の管理や保険料の徴収、保険給付（共済年金）の決定や支給などの事務は、引き続き各実施機関（1ページ参照）が行います。このため、一般厚生年金期間、公務員厚生年金期間および私学共済厚生年金期間ごとに計算した老齢厚生年金および特別支給の老齢厚生年金の見込額を表示しています。
- ◆離婚などにより、厚生年金保険の標準報酬が分割対象となった方は、分割後の標準報酬を基に計算しています。
- ◆定額部分と報酬比例部分
 - ・60歳から64歳までの特別支給の老齢厚生年金は「定額部分」と「報酬比例部分」からなっています。
 - ・「定額部分」は65歳以降の老齢基礎年金に相当し、「報酬比例部分」は65歳以降の老齢厚生年金に相当します。
 - ・「報酬比例部分」は、総報酬制導入前の期間（平成15年3月以前）と導入後の期間（平成15年4月以降）に分けて計算したうえで、合計した金額となります。
- ◆経過の職域加算額（共済年金）
 - ・被用者年金制度の一元化前（平成27年9月以前）の退職共済年金（報酬比例部分）の金額は、老齢厚生年金の給付乗率と同率で計算した金額に、別に定められた給付乗率を用いて計算した金額を加算したものとなっていました。この加算額を「職域加算部分」といいます。
 - ・被用者年金制度の一元化により年金の計算方法が老齢厚生年金に統一されたため、被用者年金制度の一元化後の期間（平成27年10月以降）については「職域加算部分」が廃止されました。ただし、被用者年金制度の一元化前の期間（平成27年9月以前）については、別途、「経過の職域加算額（共済年金）」として、各共済組合等から支給されます。
- ◆経過の加算部分
 - ・上記のとおり、「定額部分」は65歳以降の老齢基礎年金に相当し、「報酬比例部分」は65歳以降の老齢厚生年金に相当します。ただし、当分の間は、老齢基礎年金の金額より「定額部分」の金額の方が多いため、65歳以降の老齢厚生年金には「定額部分」から老齢基礎年金を引いた金額が加算されます。この加算額を「経過の加算」といいます。

障害年金や遺族年金を受け取っている方へ

- ◆障害年金や遺族年金を受け取っている方は、将来、老齢年金を受け取ることができるようになったときに、どちらか一方の年金を選択するなど、ご自身に有利な受取方法を選んでいただくことになります。詳しくは、通知に記載されている問い合わせ先の共済組合やお近くの年金事務所にお問い合わせください。

「ねんきん定期便」の見方② (通知のA-2、B-2ページ)

a 「(1)国民年金」欄

◆下記の条件で、加入当時の保険料額を基に計算しています。

- 付加保険料納付済期間は、付加保険料額を含めて計算しています。
- 国民年金保険料の前納期間は、割引後の保険料額を基に計算しています。
- 国民年金保険料の追納期間は、加算額を含めた保険料額を基に計算しています。
- 国民年金保険料の一部免除（4分の1免除、2分の1免除および4分の3免除）期間は、免除後の残余の保険料額を基に計算しています。

b 「(2)厚生年金保険」欄

◆下記の条件で、加入当時の報酬（標準報酬月額・標準賞与額）に、加入当時の保険料率（掛金率）を乗じて計算しています。

各欄共通

- 被保険者負担額のみを計算しています。
※厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者が折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。
※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算します。
- 旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合の加入期間は、厚生年金保険へ統合された平成9年4月以降の保険料納付額のみを計算しています。
- 旧農林共済組合の加入期間は、厚生年金保険へ統合された平成14年4月以降の保険料納付額のみを計算しています。

「一般厚生年金期間」欄

- 育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- 産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- 3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。
- 厚生年金基金の加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納める保険料）を除いた保険料納付額を計算しています。

右上へ続く ➡

このお知らせは、見方ガイドの8～9ページをご覧ください。

(参考) これまでの保険料納付額

a 国民年金	国民年金保険料（第1号被保険者期間）		
	（累計額）	円	
b (2) 厚生年金保険	厚生年金保険料（被保険者負担額）		
	一般厚生年金期間	（累計額）	円
	公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	（累計額）	円
	私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）	（累計額）	円
これまでの保険料納付額【(1)+(2)】		（累計額）	円

【備考欄】

見本

A-2またはB-2

左下の続き ↙

「公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）」欄

- 国家公務員共済組合の加入期間は、標準報酬制度が導入された昭和61年4月以降の保険料納付額のみを計算しています。
- 国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間は、保険料納付額を計算していません。
- 地方公務員共済組合の加入期間は、地方公務員共済組合内で掛金率が統一された平成元年12月以降の保険料納付額を計算しています。
- 国家公務員から地方公務員に転職されている場合または地方公務員から国家公務員へ転職されている場合は、それぞれの期間について、上記の計算方法により保険料納付額を計算しています。
- 国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算しています。
- 地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（みなし標準報酬月額および掛金率）を基に計算しています。

「私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）」欄

- 育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- 産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- 3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。

※養育特例とは

子が3歳に達するまでの養育による勤務時間の短縮等に伴い標準報酬が低下した場合には、年金額の計算上、低下前の標準報酬とみなすこととされています。

c 【備考欄】

- ◆「退職一時金等返還見込額」が表示されている方は、老齢年金を受け取る権利を有することとなった場合に、原則としてこの退職一時金等返還見込額（退職一時金に利子相当額を加算した金額）を返還していただくことになります。
なお、この金額は、あくまで見込額であるため、実際に返還していただく金額と異なる場合があります。また、受給された一時金の種類によっては返還を要しない場合があります。
詳しくは、各共済組合等にお問い合わせください。

「これまでの『年金加入履歴』です。」の見方 (通知のA-3、B-3ページ)

a 「②加入制度」欄

◆加入した年金制度を表示しています。

国年：国民年金
 厚年：厚生年金保険
 船保：船員保険
 公共：公務員共済制度（国家公務員共済組合または地方公務員共済組合）
 私学：私立学校教職員共済制度

b 「③お勤め先の名称等」欄

◆「②加入制度」欄が「国年」の場合は、被保険者の種別（下表参照）を表示しています。

種別	該当者
第1号被保険者	日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の方とその配偶者（厚生年金保険（共済組合を含む）に加入してならず、第3号被保険者でない方）
第2号被保険者	厚生年金保険（共済組合を含む）に加入している方ただし、65歳以上で老齢基礎年金などを受ける権利を有している方は除きます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で、原則として年収が130万円未満の方

◆「②加入制度」欄が「厚年」または「船保」の場合は、お勤め先の会社名称（事業所名称）または船舶所有者名を表示しています。
 ・年金加入記録を管理する国のシステム（社会保険オンラインシステム）にお勤め先の会社名称（事業所名称）または船舶所有者名が登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。
 ・厚生年金保険に統合された旧三公社（J R、J T、N T T）共済組合や旧農林共済組合の加入期間は、加入当時の共済組合名を表示しています。

◆厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入している期間をカッコ書きで表示しています。

＜厚生年金基金に関するお問い合わせ先＞

「厚生年金基金の加入期間が10年未満」で脱退された方

▶ 企業年金連合会（企業年金コールセンター） 0570-02-2666（ナビダイヤル）
 ※お客様の電話番号が050で始まる場合は、03-5777-2666

「厚生年金基金の加入期間が10年以上」で脱退された方または「現在加入中」の方

▶ 現在または当時のお勤め先の会社が加入している厚生年金基金

◆「②加入制度」欄が「公共」の場合は、「公務員共済」と表示しています。

◆「②加入制度」欄が「私学」の場合は、「私学共済」と表示しています。

c 「④資格を取得した年月日」欄

◆年金制度に加入した年月日を表示しています。

d 「⑤資格を失った年月日」欄

◆年金制度に加入しなくなった年月日（退職した日などの翌日）を表示しています。現在加入中の場合は、空欄となります。

これまでの「年金加入履歴」です。
 表示している「年金加入履歴」に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
 ※お知らせの方ガイドの10～11ページをご覧ください。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
見本					
A-3またはB-3					

⑦国民年金 (a)										⑧船員保険 (c)		
納付済月数	全額免除月数	半額免除月数	4分の3免除月数	4分の1免除月数	学特等月数	第3号月数	納付済等月数計	付加保険料納付済月数(再掲)	未納月数	加入月数	加入期間	
()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
⑨厚生年金保険 (b)								⑩年金加入期間合計(未納月数を除く)	⑪合算対象期間等	⑫受給資格期間		
一般厚生年金(厚年)		公務員厚生年金(公共)		私学共済厚生年金(私学)		厚生年金保険計		(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)		
加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数(経過の職域)	加入期間(経過の職域)	加入月数(経過の職域)	加入期間(経過の職域)	加入月数(基金)	加入期間(経過の職域)					
()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		

f 「⑦国民年金」欄

◆国民年金の加入期間の月数を表示しています。

◆「納付済月数」欄

・定額の国民年金保険料を納めている月数を表示しています。
 ・この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の前納期間の月数を含めて表示しています。

◆「半額免除月数」、「4分の3免除月数」および「4分の1免除月数」欄

・国民年金保険料の一部免除（半額免除、4分の3免除および4分の1免除）を受けている期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り、その納付済月数を表示しています。

◆「学特等月数」欄

・学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている期間（以下「学特等期間」といいます）の月数を表示しています。

・学特等期間のうち国民年金保険料を追納しなかった期間については、受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

◆「未納月数」欄

・国民年金の第1号被保険者期間のうち国民年金保険料を納めていない月数を表示しています。

・この欄には、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が遅れて、国民年金保険料の納付期限の2年を経過したことにより、未納となっている期間が含まれている場合があります。この期間は、届出により「受給資格期間」に算入できることとなりました。お心当たりの方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

・国民年金に任意加入している期間のうち国民年金保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数は「⑪合算対象期間等」欄に表示しています。

・納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、金融機関等から納付に関する情報が提供され、年金加入記録を管理する国のシステム（社会保険オンラインシステム）に登録されるまでに一定の期間を必要とするため、この「ねんきん定期便」の作成年月日時点では「未納月数」に計上されている場合があります。

g 「⑧船員保険」欄、h 「⑨厚生年金保険」欄

◆船員保険および厚生年金保険の加入期間の月数を表示しています。

加入月数と加入期間

・「加入月数」は、実際の加入月数の合計を表示しています。
 ・「加入期間」は、「⑧船員保険」欄では船員、「⑨厚生年金保険」欄では坑内員として加入した期間の月数を、昭和61年3月までは3分の4倍し、昭和61年4月から平成3年3月までは5分の6倍して表示しています。
 ※船員または坑内員として加入した期間がない方は、「加入月数」と「加入期間」が同じ月数になります。

◆「⑨厚生年金保険」欄の中段には、厚生年金基金の加入期間の月数をカッコ書きで再掲しています。また、下段には、国家公務員、地方公務員および私立学校教職員の各共済組合制度に基づく経過的職域加算額（共済年金）の支給対象となる期間の月数をカッコ書きで再掲しています。

i 「⑪合算対象期間等」欄

◆「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。

◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
 ※この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

◆「特定期間」は、ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。
 ※「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」については、通知B-3については4ページ、A-3については6ページをご覧ください。

◆「合算対象期間」と「特定期間」の内訳は、「ねんきん定期便」の「これまでの国民年金保険料の納付状況です」（A-4国ページ、B-4国ページ）でご確認ください。

「これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。」の見方(通知のA-4厚、B-4厚ページ)

a 「年度」欄

- ◆上段は年度を表示しています。
4月から翌年3月までを1年度としています。
- ◆下段は加入制度をカッコ書きで表示しています。

(厚年) : 厚生年金保険
(船保) : 船員保険
(公共) : 公務員共済制度(国家公務員共済組合または地方公務員共済組合)
(私学) : 私立学校教職員共済制度

b 「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」欄

◆「年度」欄の下段が「(厚年)」または「(船保)」の場合

- ・育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- ・産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を基に計算して表示しています。
- ・旧三公社(JR、JT、NTT)共済組合の加入期間のうち、標準報酬制度の導入前(昭和61年3月以前)の期間は、当時の報酬を基に「みなし標準報酬月額」を算出し、各月とも同額で表示しています。
- ・旧三公社共済組合の加入期間は、厚生年金保険への統合前(平成9年3月以前)の保険料納付額を「-」と表示しています。
- ・旧農林共済組合の加入期間は、厚生年金保険への統合前(平成14年3月以前)の保険料納付額を「-」と表示しています。

◆「年度」欄の下段が「(公共)」の場合

- ・昭和61年3月以前の期間は、各月とも同額の「みなし標準報酬月額」を表示しています。
- ・国家公務員共済組合の加入期間は、昭和61年3月以前の保険料納付額を「-」と表示しています。
- ・国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間の保険料納付額は「-」と表示しています。
- ・地方公務員共済組合の加入期間は、平成元年11月以前の保険料納付額を「-」と表示しています。
- ・育児休業期間および産前産後休業期間の保険料納付額は、「納付したとみなされた額」を表示しています。
- ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている月の標準報酬月額は、「みなし標準報酬月額」を表示しています。
※被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済組合の組合員に適用される制度です。
- ・国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を基に計算して表示しています。
- ・地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額(みなし標準報酬月額および掛金率)を基に計算して表示しています。

◆「年度」欄の下段が「(私学)」の場合

- ・育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- ・産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を基に計算して表示しています。

これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。
表示している金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。
(このお知らせは、見方ガイドの12~13ページをご覧ください。)

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
※ブランク(空白)となっている月は、厚生年金保険に加入していないことを示します。なお、国民年金に加入している月の場合も、同様にブランクで示されますので、B-3の「年金加入履歴」とあわせてご確認ください。														
	標準報酬月額													
	標準賞与額													
	保険料納付額													
	標準報酬月額													
	標準賞与額													
	保険料納付額													
	標準報酬月額													
	標準賞与額													
	保険料納付額													
	標準報酬月額													
	標準賞与額													
	保険料納付額													
	標準報酬月額													
	標準賞与額													
	保険料納付額													
	標準報酬月額													
	標準賞与額													
	保険料納付額													

見本

A-4 厚またはB-4 厚

標準報酬月額と標準賞与額について

標準報酬月額と標準賞与額は、各実施機関が管理している年金記録であり、厚生年金保険または船員保険に加入していた期間に、お勤め先の会社などの地方公共団体からの届出に基づき決定されたものです。

1. 標準報酬月額

- ・標準報酬月額とは、毎月の報酬から納める保険料の額や、受け取る年金額を決定する時に、その計算の基にするための金額です。給与などの平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額に当てはめたものです。
- ・標準報酬月額には上限と下限があり、現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限(最高額)は62万円、下限(最低額)は8万8千円です。上限を超えるまたは下限を下回る報酬が支払われていた場合は、上限または下限で決定しています。

(1) 標準報酬月額を決定する時期

- ・標準報酬月額は、まず、資格取得したときに決定し、以降は一定の時期の報酬を基に、毎年改定します
- ・このほか、標準報酬月額は、実際の報酬に大幅な変動があった場合にも改定されます。

(2) 標準報酬月額の決定の基となる報酬

- ・標準報酬月額の決定の基となる報酬とは、給与、賞金、各種手当などの名称を問わず、被保険者が労務の対価として事業主から支払われるすべてのものをいい、所得税や住民税などを控除する前のものとなります。
- ・報酬には、金銭に限らず、住宅、通勤定期券などの現物として支払われるものも当時の時価に換算して含めますが、出張旅費などの随時に支払われるものは含めません。

2. 標準賞与額

- ・標準賞与額とは、賞与から納める保険料の額や受け取る年金額を決定する時に、その計算の基とするための金額であり、実際に支払われた賞与の額の千円未満の端数を切り捨てた額となります。
- ・標準賞与額の上限(最高額)は1回150万円となっており、実際の賞与の額が上限を超えて支払われていたとしても、標準賞与額は150万円に決定しています。
- ・平成15年4月から、賞与からも毎月の報酬から納める保険料と同率で計算した保険料を納めていただき、年金額の計算の基とすることになっています。
※平成7年4月から平成15年3月までの間は、賞与から「特別保険料」を納めることになっていましたが、これは年金財政に考慮し、負担の公平性の観点からとられた措置です。したがって、年金額の計算の基とはならない(標準賞与額とはならない)ため、「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」には表示していません。

3. 保険料の計算と納付

- ・組合員保険料は、各被保険者の標準報酬月額および標準賞与額に、その当時の保険料率を乗じて計算し、事業主と被組合員で折半して納めることになっています。被組合員負担額は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。
※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、お勤め先の会社などによって異なるため、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。

4. 地方公務員共済組合の加入期間の特例

- ・平成27年9月までの地方公務員共済組合の加入期間は、標準報酬制ではなく手当率制をとっていました。そのため、平成27年9月までの地方公務員共済組合の加入期間にかかる標準報酬月額は、「掛金の標準となった給料月額」の百の位以下を切り捨てた額を表示しています。
- ・昭和61年4月前の昭和61年4月に引き続き期間については、引き続き5年間の給料を昭和61年水準に引き上げ、引き続き全期間の平均額に相当する額を表示しています。

